

草加市男女共同参画プラン2016

令和2年度男女共同参画年次報告書

令和2年度男女共同参画年次報告書について

1 「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づく報告書

この報告書は、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例（平成16年10月1日施行）」に基づき、男女共同参画社会づくりの状況及び男女共同参画社会づくりを進める施策の実行状況を明らかにし、公表するために作成しました。

2 本報告書の構成

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例の基本理念及び草加市男女共同参画プラン2016の基本方針に基づき、男女共同参画社会づくりを推進する事業の取組の概要と成果を基本方針ごとにまとめて掲載しました。

また、草加市男女共同参画プラン2016に掲げた「計画の主要な取組」についても、令和2年度における取組の状況をまとめて掲載しました。

第2部 施策の実行状況

草加市男女共同参画プラン2016に掲げた施策ごとの取組です。課題解決に向けた取組内容、男女共同参画の視点による取組内容を記載し、aからfまでの6段階で自己評価を行いました。

また、草加市のまちづくりを計画的に進めるための基本的な指針である「草加市総合振興計画基本構想・基本計画」との関係で、男女共同参画プランの取組が含まれる個別事業ごとにAからCまでの3段階で自己評価を行いました。

目次

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

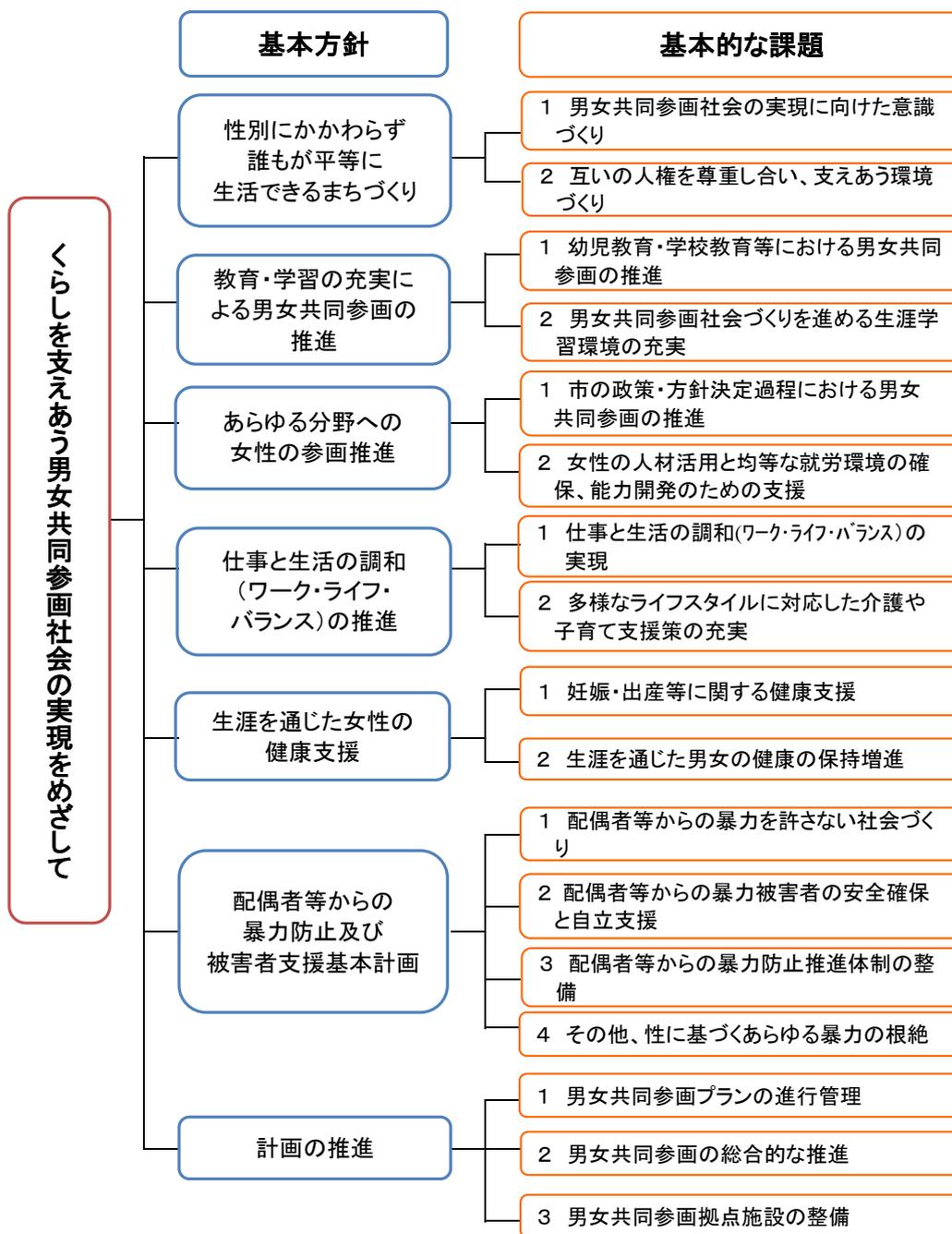
1. プラン2016施策の体系
2. 基本方針ごとの課題に対する取組評価のまとめ
3. 基本方針の達成状況
 - 基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり
 - 基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進
 - 基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進
 - 基本方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - 基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援
 - 基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画
 - 基本方針7 計画の推進
4. 計画の主要な取組
 - 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
 - 2 市の政策・意思決定過程への女性の参画促進
 - 3 配偶者等からの暴力防止対策の推進
5. 市民・事業者・市民団体の取組

第2部 施策の実行状況

- 基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり
- 基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進
- 基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進
- 基本方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援
- 基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画
- 基本方針7 計画の推進

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

1. プラン2016施策の体系



2. 基本方針ごとの課題に対する取組評価のまとめ

次の表は、各個別事業が課題に対してどの程度の取組ができたのかをaからfまでで自己評価し、報告されたものを方針ごとにまとめたものです。

また、取組評価は点数換算表により点数化し、その合計点と方針ごとの取組数から平均点を算出し、達成度を評価できるようまとめました。

基本方針 課題に対する取組評価	基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり	基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進	基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進	基本方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援	基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画	基本方針7 計画の推進	取組数
	a 課題解決のために工夫し解決に値する成果が得られた	0	0	0	0	0	0	
b 課題解決のために工夫し課題が緩和された	6	3	0	7	0	3	4	23
c 課題を意識して事業を実施し、例年通りの成果が得られた	10	18	17	36	15	28	5	129
d 課題を意識したが、成果につながる結果が得られなかった	4	6	0	3	1	0	0	14
e 課題への意識が薄かった	0	0	0	0	0	0	0	0
f 事業を実施できなかった	0	0	0	0	0	0	0	0
取組数	20	27	17	46	16	31	9	166
取組評価の点数化	62	78	51	142	47	96	31	507
取組評価の平均点数	3.10	2.89	3.00	3.09	2.94	3.10	3.44	3.05

参考	取組評価の平均点数【R元年度】	3.20	3.11	3.00	3.20	3.00	3.06	3.44	3.13
	取組評価の平均点数【H30年度】	3.15	3.04	3.00	3.21	3.00	3.10	3.22	3.11
	取組評価の平均点数【H29年度】	3.20	3.00	3.00	3.17	3.00	3.10	3.11	3.09
	取組評価の平均点数【H28年度】	3.15	3.19	3.00	3.10	3.00	3.00	3.00	3.07

a	課題解決のために工夫し解決に値する成果が得られた	5点
b	課題解決のために工夫し課題が緩和された	4点
c	課題を意識して事業を実施し、例年通りの成果が得られた	3点
d	課題を意識したが、成果につながる結果が得られなかった	2点
e	課題への意識が薄かった	1点
f	事業を実施できなかった	0点

3. 基本方針の達成状況

基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり

基本的な課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本的な課題2 互いの人権を尊重し合い、支えあう環境づくり

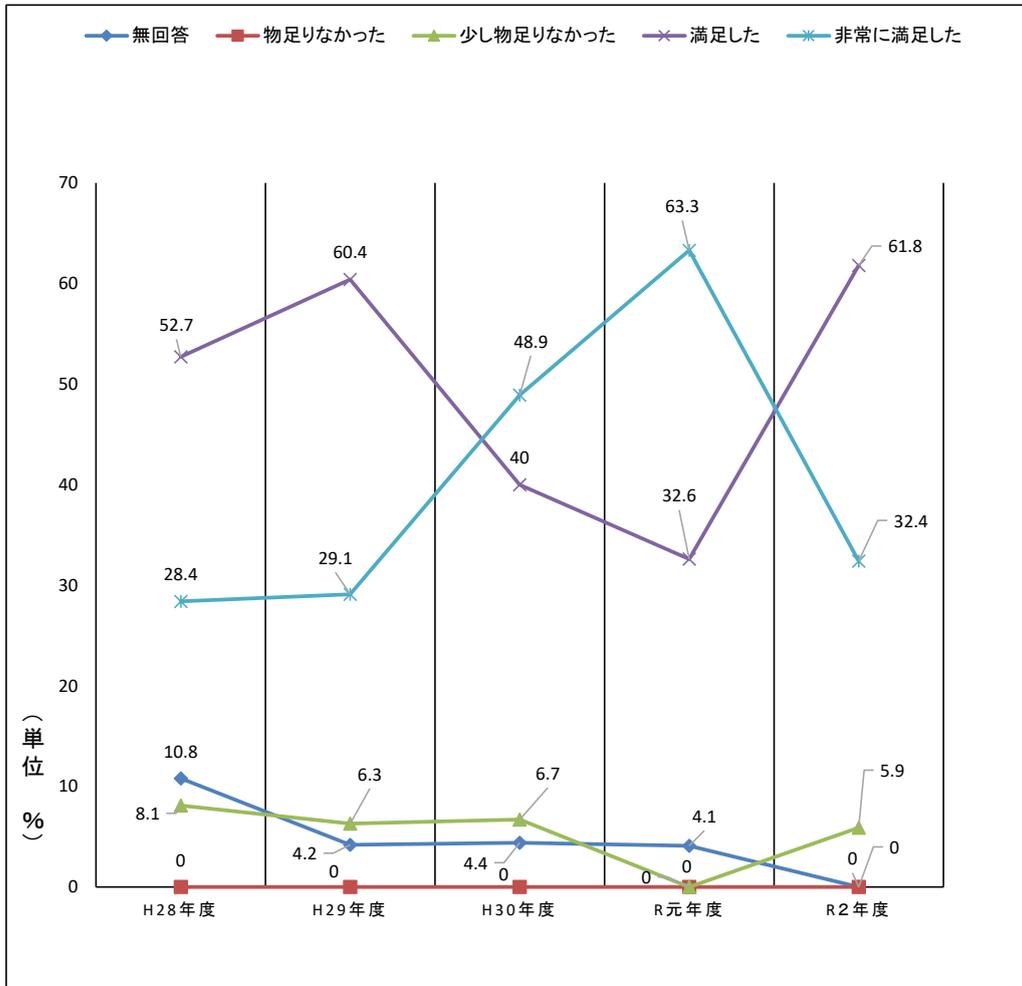
男女共同参画社会づくりを進める上で最も大きな障害が「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される固定的性別役割分担意識です。この意識の基礎になっているのが長い歴史の中で作り上げられてきた社会制度や慣行です。これは、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画の視点で見たときに、性別による区別を明示していない場合でも、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。

そのため、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、地域や家庭などの生活の場における啓発活動や様々なメディア等における表現の見直し、そして、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、支え合う環境を整備し、性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくりを進めます。

実施概要

- ★ 男女共同参画フォーラム「男女共同参画社会の実現を目指して～一人ひとりの意識が中核都市の未来を創る～」を新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮して開催し、独立行政法人 国立女性教育会館 理事長 内海房子 氏を講師に迎え、なぜ日本の男女共同参画は進まないのかをデータ等を踏まえながらご講演いただきました。男女共同参画社会実現には家庭生活や地域活動への男性の参加や政策決定の場への女性の進出などの相互乗り入れが必要であること、そのための女性へのエールをいただきました。
- ★ 地域におけるコミュニティ活動の推進や世代を超えた住民同士の交流を深めることを目的として、まちづくりの拠点となる新里地域ふれあい広場の令和3年度の完成に向けて、関係団体等との調整を行いました。
- ★ 多文化共生事業を推進するため、増加が見込まれる外国籍市民により良い行政サービスを提供できるよう、庁内関係課16課による「多文化共生社会に向けた調整会議」を2回開催し、情報共有及び課題解決に向けた協議を行いました。
- ★ 危機管理の場では、女性に必要な非常持出品や性的被害から身を守る方法などについて記載したハザードマップを作成し、全戸に配布しました。また、全面改訂した地域防災計画（震災対策編）では、性差に配慮した危機管理体制の整備を進めました。

男女共同参画フォーラム(講演)の満足度



(有効回答数=H28 74、H29 48、H30 45、R元 49、R2 34)

(全6施策20事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
令和2年度	取組数	0	6	10	4	0	0	20	0	12	0
	点数化	0	24	30	8	0	0	62			
	平均点	3.10									
令和元年度平均点		3.20									

基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進

基本的な課題1 幼児教育・学校教育等における男女共同参画の推進

基本的な課題2 男女共同参画社会づくりを進める生涯学習環境の充実

男女共同参画社会実現の基礎となるのが教育・学習です。幼児教育や学校教育の場においては、すべての教育活動において性別にかかわらず一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女平等の人権意識を身につける教育活動を推進するとともに、教職員に関しても男女共同参画の研修を充実させます。

また生涯学習の場においては、「第三次草加市教育振興基本計画」と連携し、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとらわれない市民意識の醸成を進めます。

実施概要

★ 幼保小中の連携による男女平等教育の充実を図るため、子どもの育ちに応じた教育を推進する中で、思いやりの心や協調性など、男女平等及び男女共同参画の意識の基盤となる資質・能力を育むよう促しました。

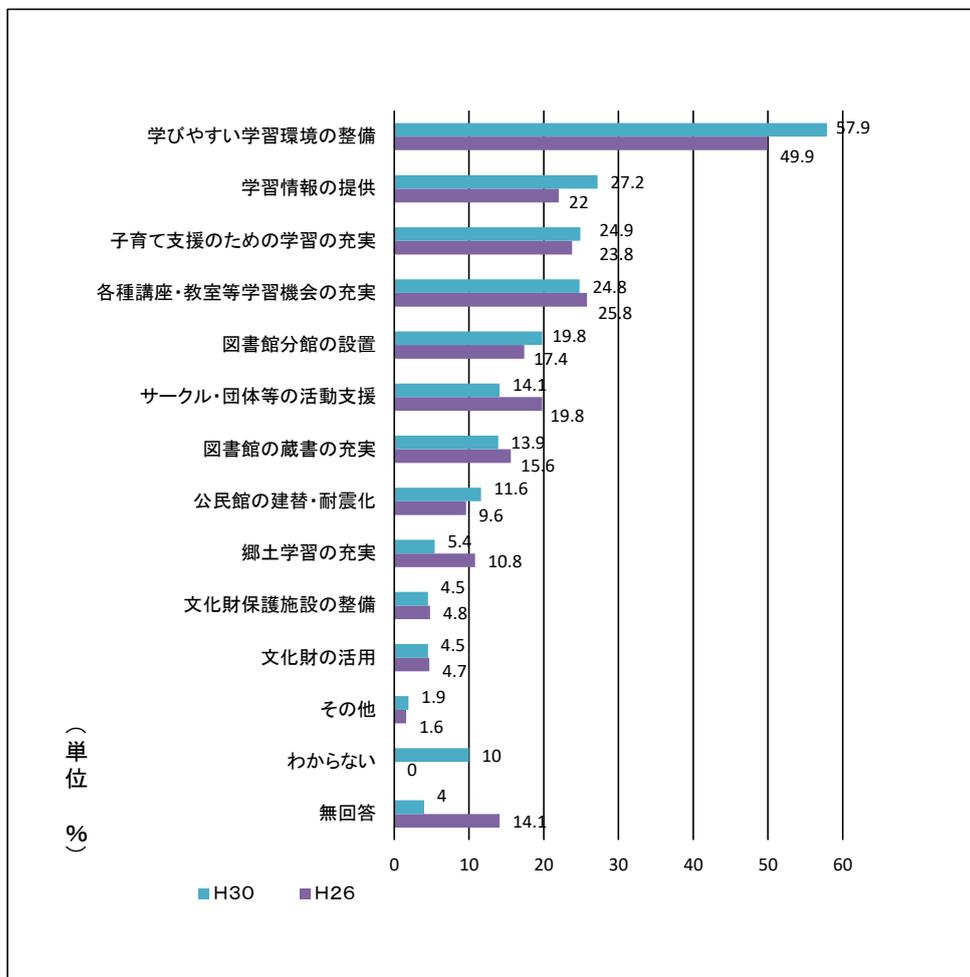
★ 男女平等教育実現のため、学校教育活動全般を通じて、男女の性差によらない人権教育を推進し、男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性についての指導を行いました。

★ 教育相談の面では、各種教育相談、ふれあい教室指導員、非常勤職員等による各校における相談活動等において、児童・生徒一人ひとりが性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるよう、学校や家庭・各種機関と連携しながら相談・助言を行いました。

★ 公民館等事業として、性別にかかわらず、各公民館・文化センターにおいて、青少年事業・成人事業・高年者事業・総合事業・音楽と文化のまちづくり事業を新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら開催しました。

★ 図書館情報サービスの充実を目的に、特設コーナー用の図書資料13冊を購入し、蔵書の充実を図りました。

生涯学習発展のために力を入れていくべきこと



(有効回答数＝H30 1,825、H26 1,988)

(出典)平成30年度、平成26年度草加市市民意識調査

(全8施策27事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
令和2年度	取組数	0	3	18	6	0	0	27	0	18	0
	点数化	0	12	54	12	0	0	78			
	平均点	2.89									
令和元年度平均点		3.11									

基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進

基本的な課題1 市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

基本的な課題2 女性の人材活用と均等な就労環境の確保、能力開発のための支援

社会の様々な分野における女性の参画は着実に進みつつあります。また、その中で指導的な役割を担う女性も徐々に増えてきています。しかし、その歩みは十分とは言えません。

そこで、市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進をはじめ、雇用などの分野における女性の人材活用の促進に努めます。

また、農業や商工自営業で女性が果たしている役割を十分に認識・評価し、男女が対等な立場で働けるように就労環境の整備を進めます。さらに、女性が能力を十分に発揮できるようにするための様々な支援を行い、あらゆる分野への女性の参画を促進します。

実施概要

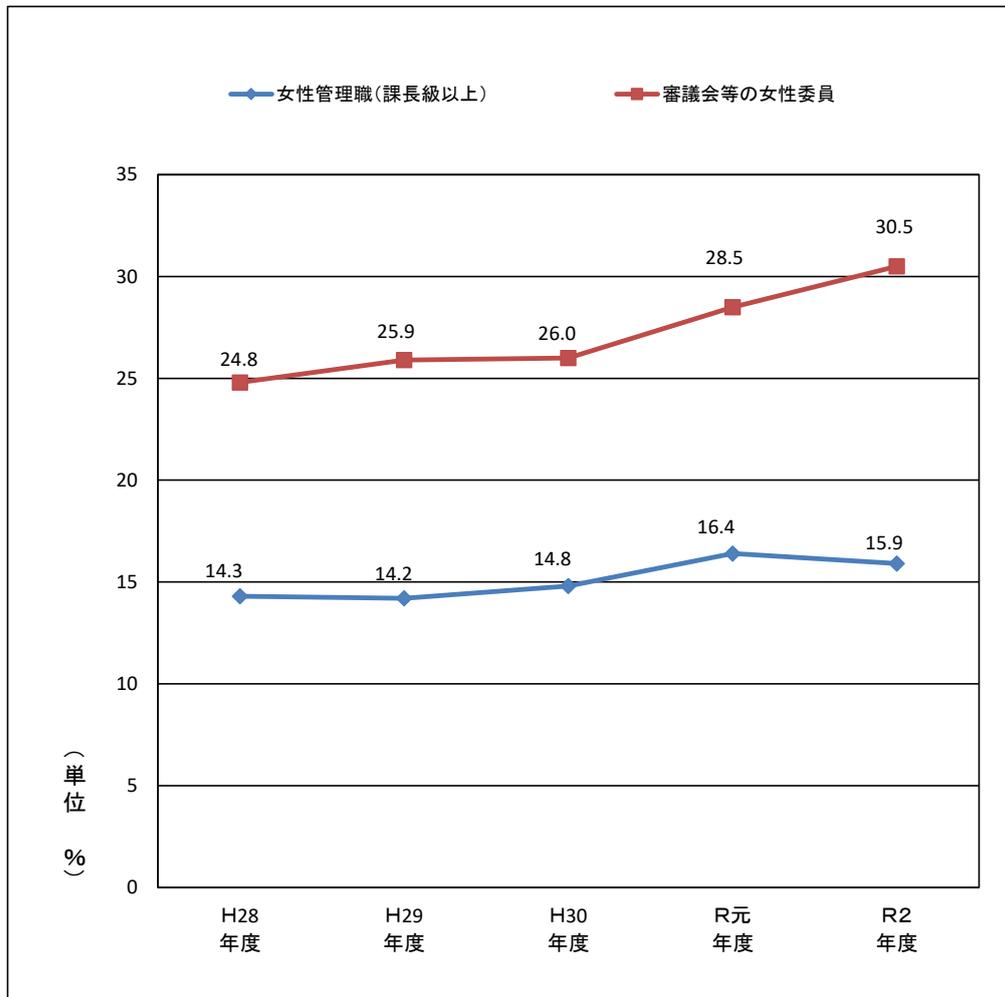
★ 草加市の審議会等における女性委員の割合は、令和2年4月1日現在、30.5%でしたが、庁内啓発を実施した結果、令和2年10月1日現在、31%になりました。草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例に規定されているとおり、審議会等における委員の性別の比率について、一方が4割を下回らないよう努めるよう引き続き庁内啓発を行い、特に女性委員の割合が25%を下回る審議会（63審議会のうち26審議会）については、現任期満了後の委嘱時、女性委員を1人以上増員し、かつ女性委員の割合を14%程度以上とするよう依頼しました。

★ 草加市の女性職員について、国が目標とする「2020年までに20%」の達成に向け、管理職への積極的登用の働きかけを継続的に行っており、管理職（課長級以上）における女性職員の登用割合は、令和2年4月1日現在、15.9%となっています。

★ 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進として、農業委員会委員の改選時に女性農業委員の増加を目指すために、継続してリーフレット等の配布による啓発活動を行いました。

★ 女性のための研修・セミナー等として、埼玉県女性キャリアセンター出前セミナー「就活の基本ー就職活動の流れと心構えー」を開催したほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しながら女性向け就職支援セミナーを月に1回、キャリアアカウンセリングを週3回開催しました。

審議会、管理職に占める女性の割合



(※各年度4/1時点)

(全5施策17事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
令和2年度	取組数	0	0	17	0	0	0	17	0	11	0
	点数化	0	0	51	0	0	0	51			
	平均点	3.00									
令和元年度平均点		3.00									

基本方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

基本的な課題1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

基本的な課題2 多様なライフスタイルに対応した介護や子育て支援策の充実

少子・高齢化、核家族化、仕事のスタイルなどの変化が進行する中でこれまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、関係機関や企業等とも連携し、これまでの働き方を見直す社会的な取組と啓発が必要です。また、多様なライフスタイルに対応した介護・子育て支援策の充実などの総合的な基盤整備を早急に進める必要もあり、これらの施策を、関連する子育てや福祉の個別計画と連携して推進します。

実施概要

★ 草加市の職員のうち、育児休業取得者90名中15名、部分休業取得者24名中1名、育児休暇取得者2名中1名、子の看護休暇取得者64名中31名、介護休暇取得者1名中0名が男性となりました。子の看護休暇取得者の内、男性の割合は48%となったほか、男性の部分休業取得者もありました。

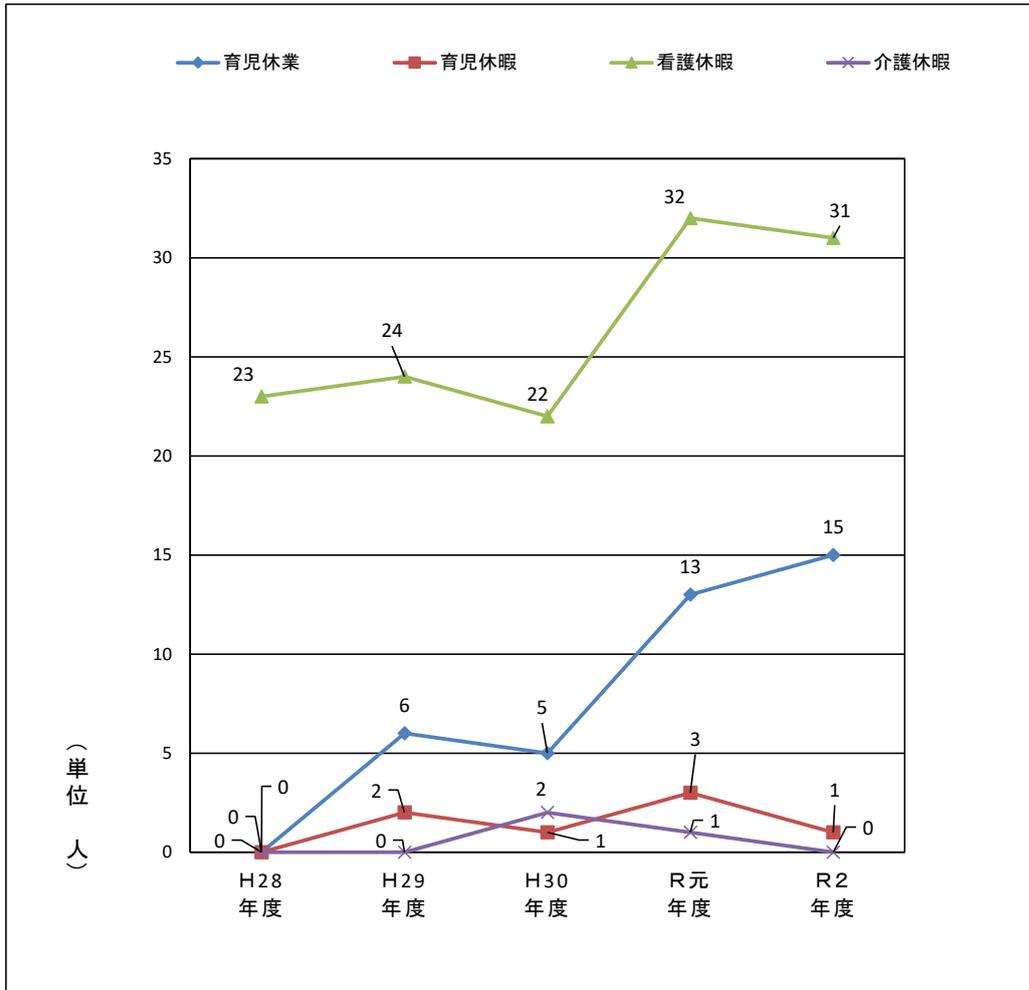
★ 子育てと仕事の両立支援として、公立保育園や民間認可保育園で保育の必要がある乳幼児を保育したほか、小学生については、放課後及び学校の長期休業期間中、常設児童クラブ・第2児童クラブを設置し児童の保育を行いました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う学校の臨時休校の際は、児童クラブを午前から開室し、保護者の就労支援を行いました。

★ 障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がい者施策協議会において、障がい者計画の進捗状況を確認するなど、本市の障がい者施策について協議を実施し、市民や市民団体、事業者との年齢や性別にかかわらず協議、参画を意識して事業を実施しました。

★ 高年者福祉サービスを推進し、性別にかかわらず、認知症を早期に発見し、適切な治療を受けることができるよう認知症検診を実施しました。

★ 多様な福祉サービス提供主体を確保するため、令和2年度草加市ふるさとまちづくり応援基金助成事業を実施し、市民団体、事業者との性別にかかわらず協議、参画による事業を支援しました。友和と学習のまちづくりを行う団体(友隣会)、地域の子どもたちの居場所づくりと学習支援を行う団体(松江子ども塾)、子育てママと子どもの居場所づくりを行う団体(やさしい暮らし企画)の全3団体に助成金の交付を行いました。

市における男性職員の休暇取得状況



(※各年度4/1時点)

(全6施策46事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
令和2年度	取組数	0	7	36	3	0	0	46	0	43	0
	点数化	0	28	108	6	0	0	142			
	平均点	3.09									
令和元年度平均点		3.20									

基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援

基本的な課題1 妊娠・出産等に関する健康支援

基本的な課題2 生涯を通じた男女の健康の保持増進

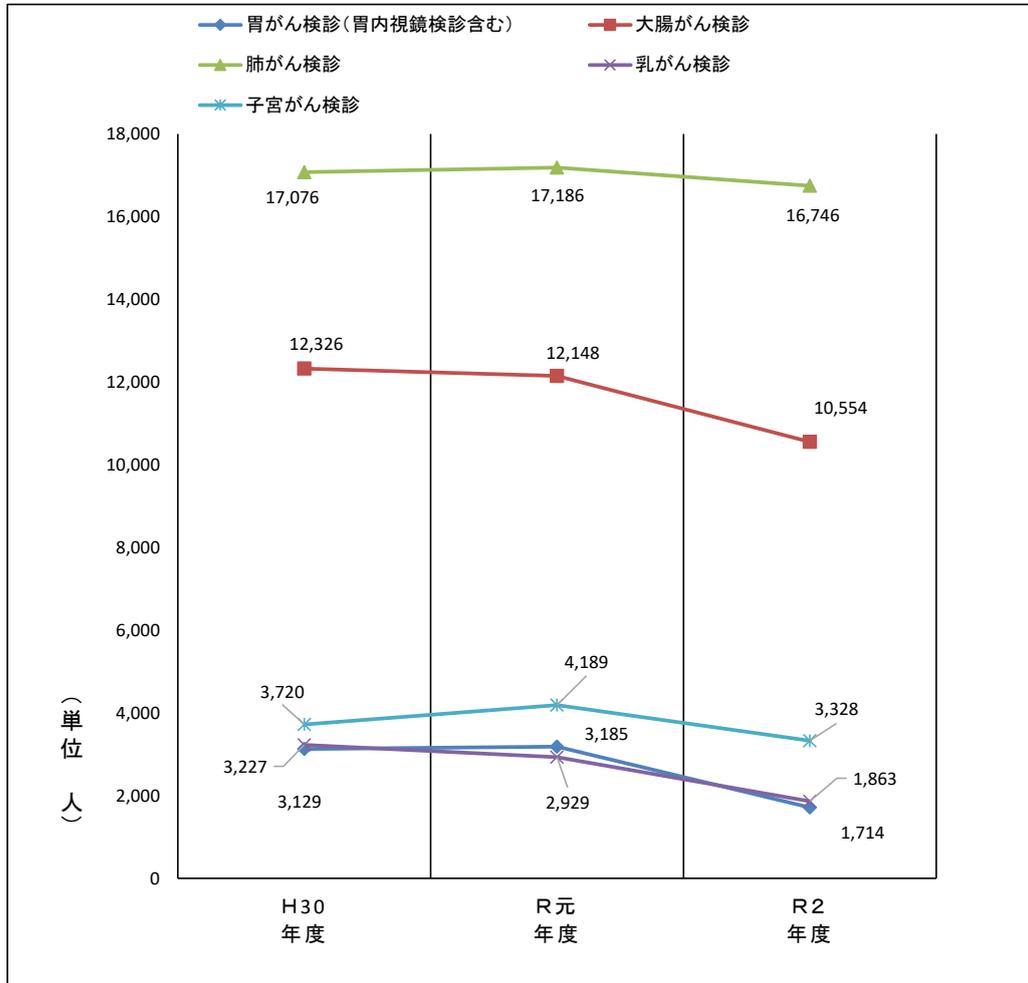
男女が互いの身体的特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる気持ちを持って生きていくことは、男女共同参画社会実現の前提です。特に女性については、子どもを産む・産まないにかかわらず、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて男性とは異なる健康上の問題があり、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）」の視点から生涯を通じた健康のための総合的な施策を推進します。

また、「そうか みんなで 健康づくり計画」とも連携して、生涯を通じた男女の健康保持増進策を推進します。

実施概要

- ★ 乳幼児・妊産婦への健康支援として、初期、中期、後期それぞれの離乳食の作り方講習を開催しました。また、子育て環境である自宅に訪問する、こんにちは赤ちゃん訪問、妊産婦・新生児訪問、養育医療訪問を実施しました。
- ★ 草加市立病院では、小児救急医療部門の診療受入体制を維持しましたが、産科（分娩）の受入れについては、引き続き休止となりました。地域医療体制については、夜間及び休日において緊急に医療が必要となった市民に対し、応急的な初期診療を行うため、在宅当番医制事業、病院群輪番制病院運営事業、小児救急医療事業を実施し充実を図りました。
- ★ 性差に配慮した医療を推進するため、子宮頸がん検診、乳がん検診を実施しました。子宮頸がん検診は20歳、乳がん検診は40歳の方を対象に検診無料クーポンを送付しました。
- ★ 男女共同参画の視点に立ったスポーツ・レクリエーション活動を実施するため、（公財）草加市スポーツ協会を通し、性別にかかわらず取り組むことのできるレクリエーションの普及に努めました。

各種がん検診受診者数



(全4施策16事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
令和2年度	取組数	0	0	15	1	0	0	16	0	11	1
	点数化	0	0	45	2	0	0	47			
	平均点	2.94									
令和元年度平均点		3.00									

基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

- 基本的な課題1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
- 基本的な課題2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援
- 基本的な課題3 配偶者等からの暴力防止推進体制の整備
- 基本的な課題4 その他、性に基づくあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力を許さない社会づくりとあわせ、被害者の安全確保と自立支援を図り、配偶者等からの暴力を防止する推進体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメント等、性に基づくあらゆる暴力の根絶対策を計画的に進めます。

実施概要

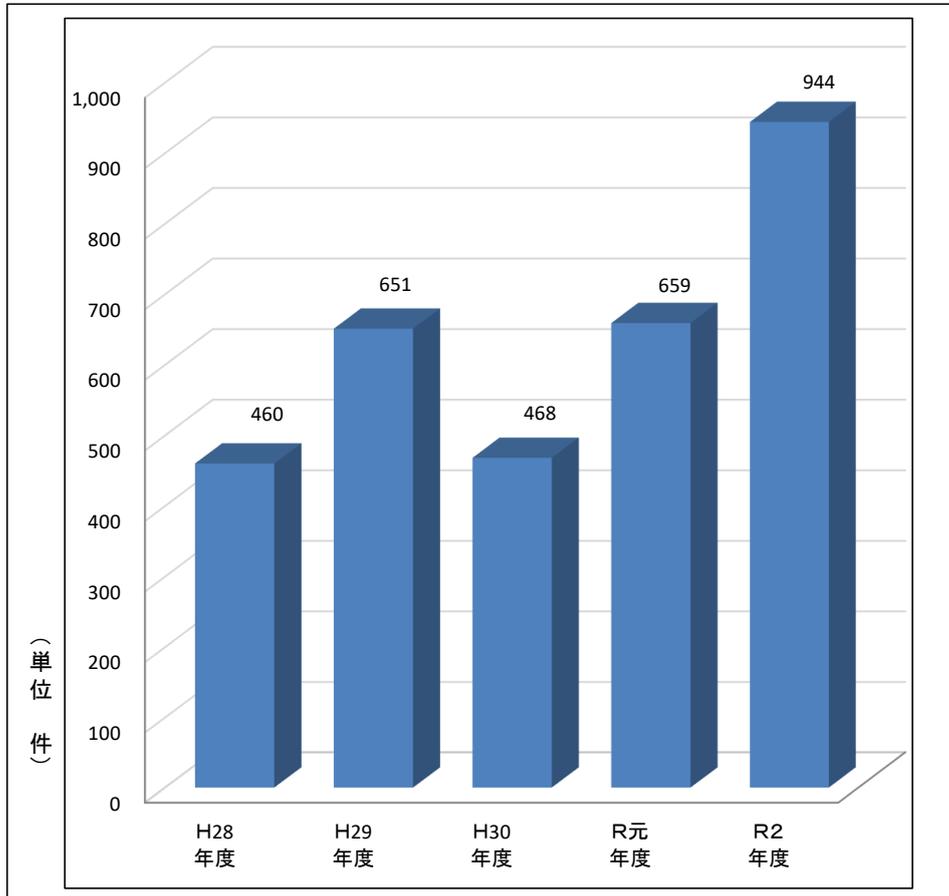
★ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、男女共同参画さわやかサロンにおいて、交際する相手との間に起こるドメスティック・バイオレンス（デートDV）について若者の視点から注意を呼びかける「デートDV防止啓発ポスター」を用いたパネル展を開催しました。同時に「DV防止ミニコーナー」を設置し、市民への意識啓発を行いました。併せて、市内の電光掲示板でも周知を行いました。また、12月には草加マルイにおいて、互いを認め合いハラスメントがない社会の実現を呼びかける「セクシャルハラスメントのない社会へ」をテーマとしたパネル展を実施しました。

★ 配偶者暴力相談支援センターでは、女性相談員がDVに関連する様々な相談に対応しました。（令和2年度のDV相談件数 944件 前年度比 285件の増加）

★ 連携と協力による配偶者等からの暴力防止対策を推進するため、特定非営利活動法人 みんなのまち草の根ネットの会が主催する「コロナ禍とDV～現状は 要因は 対策は～」（講師：NPO法人 女性ネット saya saya 代表理事 松本和子氏）の後援を行いました。

★ 女性や子どもに対する犯罪防止の啓発活動として「草加お知らせメール」の配信と子どもの見守り活動などを行う自主防犯団体への支援として、「自主防犯活動補助金」を交付しました。また、犯罪を起こしにくい環境を作るため、小学生の下校時間を重点的に車両パトロールをしたほか、性犯罪抑制のため犯罪発生の多い市内各駅の周辺に防犯カメラを新設・増設しました。

人権共生課で受けたDV相談件数の推移



【令和2年度相談件数内訳】

- ・来所相談257件(内、一時保護 2件) ・電話相談282件
 - ・他課・他機関との情報共有等405件
- ※相談者実人員は、202人(親族間暴力等を除く)です。

(全8施策31事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
令和2年度	取組数	0	3	28	0	0	0	31	0	11	0
	点数化	0	12	84	0	0	0	96			
	平均点	3.10									
令和元年度平均点		3.06									

基本方針7 計画の推進

基本的な課題1 男女共同参画プランの進行管理

基本的な課題2 男女共同参画の総合的な推進

基本的な課題3 男女共同参画拠点施設の整備

様々な分野にわたる本計画を着実に推進していくために、行政の横断的な推進体制をはじめ、男女共同参画審議会、関係機関や市民団体、近隣自治体や県、さらには国等と連携したネットワークを確立・強化していきます。

また、本計画に定めた内容について定期的に評価を行い、達成・進捗状況を公表し、市民、事業者、市民団体の理解と協力の下に計画を推進していきます。

実施概要

★ 男女共同参画プラン2016に基づく、令和元年度の計画の進捗状況を男女共同参画審議会にて評価し、その結果を市長に報告しました。「令和元年度男女共同参画年次報告書」とそれに対する審議会の評価である「令和元年度事業の達成状況の評価」をホームページで公表しています。

★ 男女共同参画プラン2021の策定に向け、同プランの基本理念、体系図、成果目標、施策内容等について、男女共同参画審議会でご審議いただきました。審議会の意見をもとに、令和3年3月に男女共同参画プラン2021を策定しました。また、同プランは市ホームページに掲載するとともに、製本された冊子を市内公共施設等に配架し、広く公表しました。

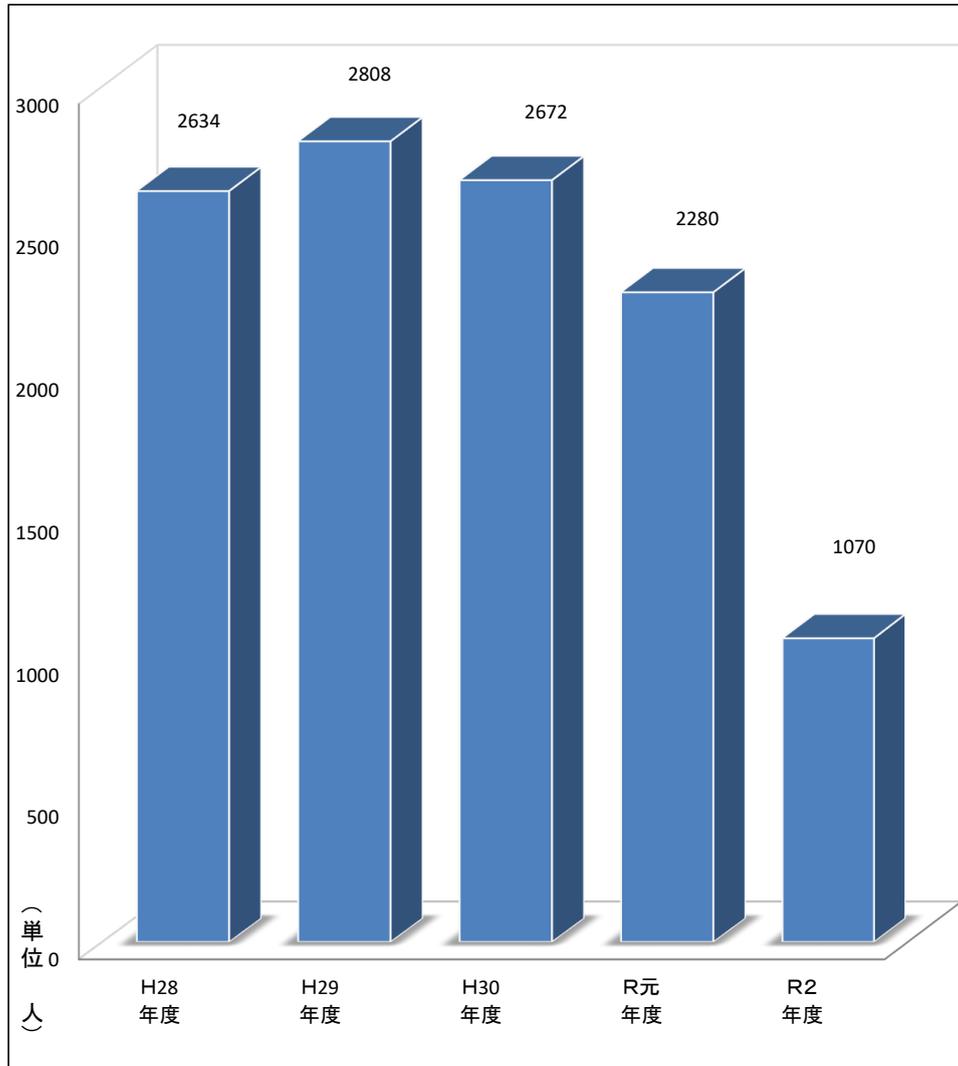
★ 引き続き草加市文化会館の男女共同参画さわやかサロンに、男女共同参画アドバイザーを配置し、市民、団体相互のネットワークづくりを支援しました。

作品展「記念日」、写真展「感謝」、男女共同参画講座「小・中学生への性教育の現場から見てくること」、女性の生き方なんでも相談を開催し、男女共同参画社会づくりの啓発を行いました。

なお、草加市文化会館の改修工事及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う休室により、例年に比べ利用者数が減となりました。

★ 男女共同参画さわやかサロンの存在を周知し、さわやかサロンが所有する男女共同参画に関する情報を広く発信するため、中央公民館、勤労福祉会館、川柳文化センターには常設の男女共同参画コーナーを設置し、チラシや男女共同参画に関する資料などの配架を行っています。

男女共同参画さわやかサロン利用者数



(全3施策9事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
令和2年度	取組数	0	4	5	0	0	0	9	0	3	0
	点数化	0	16	15	0	0	0	31			
	平均点	3.44									
令和元年度平均点		3.44									

4. 計画の主要な取組

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女共同参画社会を実現するためにも、男女にかかわらずこれまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性が高まっています。併せて、豊かで活力のある社会をめざし、女性の職業生活における活躍が期待されています。世界に遅れをとっている日本の男女共同参画の現状を知り、私達ができることを考える契機とするため、男女共同参画フォーラム「男女共同参画社会の実現を目指して～一人ひとりの意識が中核都市の未来を創る～」を開催しました。講師に、独立行政法人 国立女性教育会館 理事長 内海房子 氏を迎え、なぜ日本の男女共同参画が進まないのか等をデータやグラフを用いてご講演いただきました。男女共同参画社会実現のためには、家庭生活や地域活動への男性の参加や政策決定の場への女性の進出などの相互乗り入れが必要であること、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの重要性、指導的地位の女性割合を増やすには、中間管理職の女性が鍵となること、女性達は自分の力に自信を持って未知の世界に挑戦することが必要であるとお話があった後、女性へのエールをいただきました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、定員を例年の半分ほどに縮小しての開催でしたが、ほぼ満員での開催となりました。

他にも、多様なライフスタイルに対応した介護や子育て支援策として、高齢者福祉、子育て支援、地域福祉の推進を図りました。高齢者福祉については、住み慣れた地域で、生きがいを持って在宅生活を継続できるよう、各種福祉サービスの提供、地域の関係者間での話し合いの場の設置、認知症の予防や理解を深めるための取組として、認知症地域支援推進員の配置及び認知症検診を実施する等しました。子育て支援としては、引き続き各種子育て相談等を実施すると共に保育園、幼稚園、児童クラブ等における保育サービスを提供しました。地域福祉については、福祉人材を育成するため、社会福祉士受験資格の取得を目的とする教育機関の学生3名を受入れ、実習指導を行ったほか、社会福祉協議会にコミュニティソーシャルワーカーを3名配置し、地域における包括的な支援体制を強化しました。障がい者福祉については、障がい者施策協議会を開催し、各種障がい者施策について協議を行いながら、市民、市民団体、事業者等と年齢や性別にかかわらずの参画を意識して事業を実施しました。

2 市の施策・意思決定過程への女性の参画促進

市の審議会等における女性委員の比率については、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、「性別の比率を一方が4割を下回らない」を目標に啓発を続けています。令和2年4月1日現在、30.5%との結果になりましたが、令和2年10月1日現在では、31.0%に増加しています。平成28年度に設定した当面の目標値(34%)が未だ達成できない状況にあるため、庁内掲示板で、現在の各審議会委員に占める女性の割合を周知し、より一層の取組を呼びかけました。特に女性委員の割合が25%を下回る審議会については、現任期満了後の委嘱時、女性委員を1人以上増員し、かつ女性委員の割合を14%程度以上とするよう依頼しました。

市役所の女性管理職(課長級以上、保育・医療職を含む。)についても積極的な登用を行っておりますが、令和元年度は16.4%であった女性の割合は、令和2年度は15.9%となっています(基準日:4月1日)。また、男性にも女性にも働きやすい環境を整え、引き続き草加市の女性管理職割合が高まるよう取り組んでいきます。

3 配偶者等からの暴力防止対策の推進

「配偶者暴力相談支援センター」の設置については、平成23年7月1日から人権共生課に配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、専門の女性相談員を配置しています。新型コロナウイルスの流行期には、感染拡大防止策により在宅勤務体制を取る企業が増加することに伴い、家庭内の問題が増加する可能性を考え、相談日や相談時間を縮小することなく、相談体制を維持しました。

また、相談者が抱える様々な問題に対応し、そのニーズに応えられるよう女性相談員が相談技術の向上を目指し、年間を通じて各種研修に参加しました。併せて、相談者の問題解決については、庁内関係機関の連携が重要であることから、DV支援に携わる庁内12課の担当者を集め、配偶者からの暴力対策庁内連携会議を開催し、各種支援方法の情報共有や過去の事例を振り返り、よりよい対応方法を検討しました。日頃、電話等により連絡を取り合っていますが、実際に顔を合わせて協議ができる機会は少ないため、同会議の中で今後も被害者の立場に立ち、各課が連携して被害者支援にあたることを確認しました。

相談を必要としている方に配偶者暴力相談支援センターを始めとする相談機関の存在を広く周知するため、平成30年度からパンフレット等を配架する常設の男女共同参画コーナーを設置（中央公民館、勤労福祉会館、川柳文化センター）しています。一人で問題を抱えることなく、専門相談機関に早めに相談するようお知らせしました。

他に女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて開催した「デートDV防止啓発ポスター」パネル展、12月には草加マルイ5階イベントスペースにおいて、互いを認め合いハラスメントがない社会の実現を呼び掛ける「セクシャルハラスメントのない社会へ」をテーマとしたパネル展を実施しました。DVは女性に対する重大な人権侵害であること、配偶者等からの暴力の根絶を市民に広く啓発しました。

4 基本方針ごとの課題に対する取組評価の考察

基本方針ごとの課題に対する取組評価の平均点数は、男女共同参画プラン2016の計画初年度（平成28年度）以降、令和元年度まで順調に上昇を続け、一定の成果を上げていると考えられます。（平成28年度：3.10点→令和元年度：3.44点）しかし、令和2年については、3.05点となり、計画期間中、最も低い点数となりました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止策により、やむを得ず開催することができなかった事業を、「d:課題を意識したが、成果につながる結果が得られなかった」と評価したことによるものです。

多くの事業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、そのような状況下にあっても、基本方針6「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」においては、令和2年度の平均点数が令和元年度の3.06点から0.04点上昇し、3.10点になりました。これは、令和2年度に人権侵害のない社会及び多様性を認め合い、一人一人の個性や生き方が尊重される人権共生社会の実現を目指すため「人権尊重都市宣言」を制定したこと及びそれに合わせて人権や人権問題などについて広く周知を行ったことによるものです。

令和3年度からは、新たに男女共同参画プラン2021に基づく取組が始まりますが、草加市の男女共同参画社会の実現を目指し、今後も引き続き、各種施策に取組んでいきます。

5. 市民・事業者・市民団体の取組

令和元年9月、草加市の男女共同参画社会づくりの意識及び実態を把握するため、市民、事業者、市民団体を対象にアンケート調査を実施しました。

【調査対象者：市民2,000人、市内事業者100社（300人）、市民団体200団体】

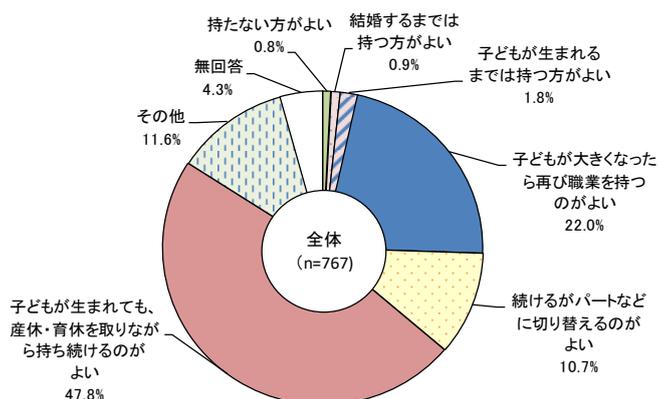
市民調査

★あなたは、女性が職業を持つことについてどうあるべきだと思いますか。★

■全体

女性が職業を持つことについての意識をみると、「子どもが生まれても、産休・育休を取りながら持ち続けるのがよい」が47.8%と最も高く、次いで「子どもが大きくなったら再び職業を持つのがよい」が22.0%となっています。

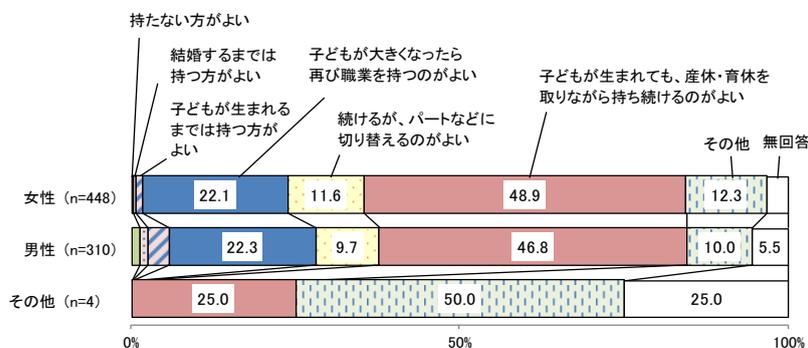
女性が職業を持つことについての意識（全体）



■性別

性別でみて、男女ともに「子どもが生まれても、産休・育休を取りながら持ち続けるのが良い」の割合が高くなっています。

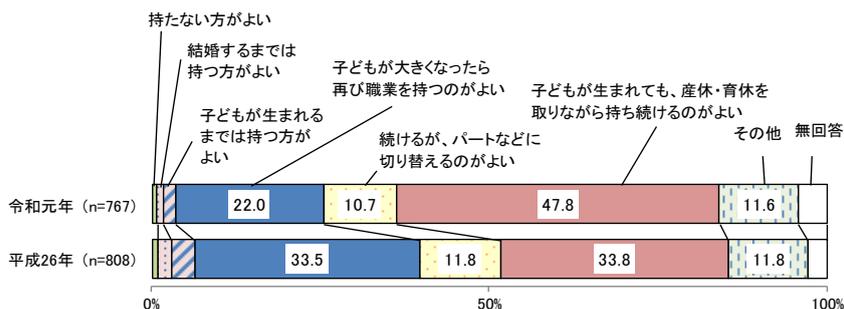
女性が職業を持つことについての意識（性別）



■前回調査との比較

平成26年に実施した前回調査と比較すると、出産を機に仕事を辞めるのではなく、出産・育児と仕事を両立していく意識が高まっています。

女性が職業を持つことについての意識（前回調査との比較）



★あなたは、女性が結婚・出産後も働き続けたり、結婚・出産などを機に退職した女性が、再就職したりする上で支障となっていることはどのようなことだと思いますか。
 (当てはまるもの3つまでに○) ★

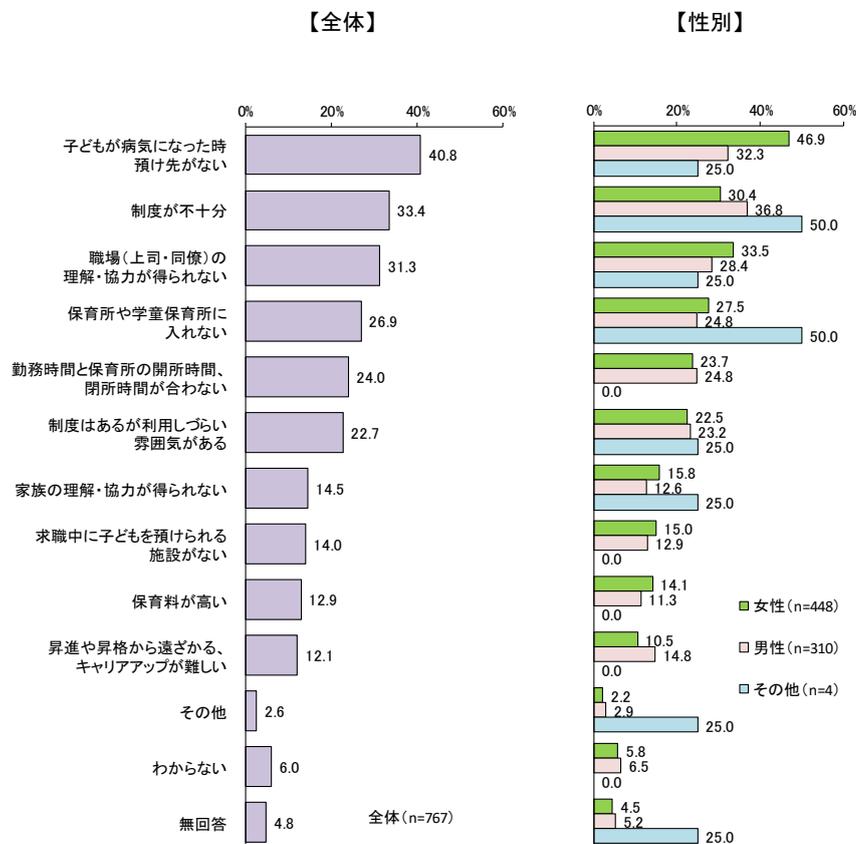
■全体

女性が働くうえで支障となっていることをみると、「子どもが病気になった時預け先がない」が40.8%で最も高く、「制度が不十分」が33.4%で続きます。

■性別

性別でみると、女性では「子どもが病気になった時預け先がない」が最も高く、次いで「職場（上司・同僚）の理解・協力が得られない」となっています。男性では「制度が不十分」が最も高く、次いで「子どもが病気になった時預け先がない」となっています。

女性が働くうえで支障となっていること



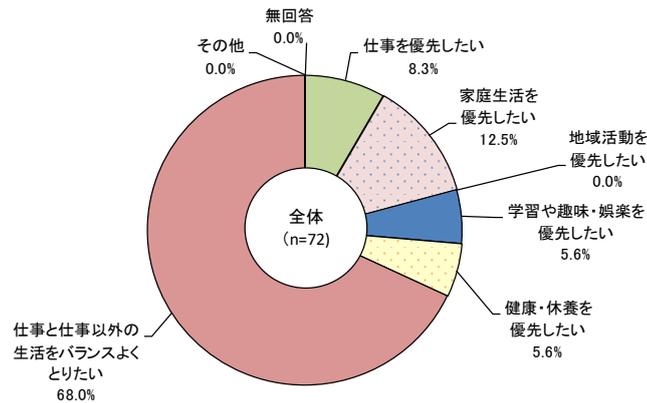
事業所調査

★仕事と生活のバランスについて、あなたの理想にいちばん近いものをお答えください。★

■全体

回答者が理想とする仕事と生活のバランスをみると、全体では「仕事と仕事以外の生活をバランスよくとりたい」が68.0%で最も高くなっています。

仕事と生活のバランス～理想～（全体）

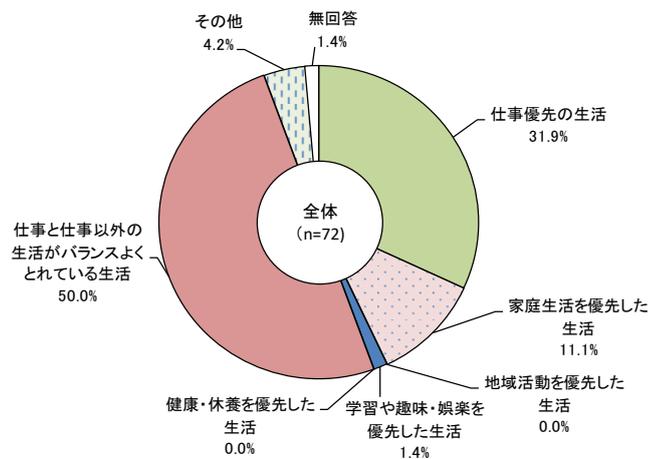


★仕事と生活のバランスについて、あなたの現状にいちばん近いものをお答えください。★

■全体

回答者の現状の仕事と生活のバランスをみると、全体では「仕事と仕事以外の生活がバランスよくとれている生活」が50.0%で最も高く、次いで「仕事優先の生活」が31.9%となっています。

仕事と生活のバランス～現状～（全体）



参考 「えるぼし」認定制度

「えるぼし」とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく認定制度で、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定します。認定段階により色や星の数が異なる、「えるぼしマーク」が与えられます。

女性活躍推進法とは？

平成28年4月1日に施行された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のことで、常時雇用労働者が301名以上の企業の事業主に、次の3点が義務付けられています。常時雇用する労働者が300人以下の事業主については、努力義務とされています。

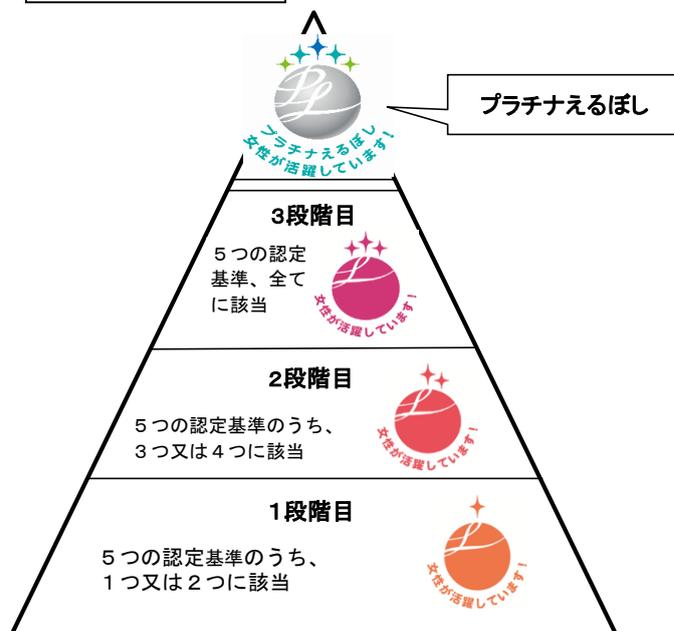
- 1 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
「女性採用比率」「勤続年数男女差」「労働時間の状況」「女性管理職比率」について、状況を把握・課題分析をすること
- 2 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表
「目標（定量的目標）」「取組内容」「実施時期」「計画期間」等、指針に即した行動計画を策定し、労働者に公表すること
- 3 女性の活躍に関する情報公表

「えるぼし」の認定基準

「えるぼし」の認定基準は、次の5点で、基準を満たしている項目の数によって、一つ星から三つ星まで3段階に分かれています。さらに、より優れた取組を行っている事業主には「プラチナえるぼし」が与えられます。

- 1 男女別の採用における競争倍率が同程度であること
- 2 平均勤続年数が男女間で同程度であること、又は10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された新規学卒採用者の継続雇用割合が男女間で同程度であること
- 3 法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、月ごとに全て45時間未満であること
- 4 管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること、又は直近3事業年度における課長級より一つ下位の職階の労働者に占める課長級に昇進した労働者の割合が男女間で同程度であること
- 5 女性の非正社員から正社員への転換実績があるなど多様なキャリアコースが整備されていること

「えるぼしマーク」



認定企業数

全国	1,311社
埼玉県内	31社
うち、本社が草加市内にある企業	…0社
うち、支店等が草加市内にある企業	…8社

(令和3年4月30日現在)

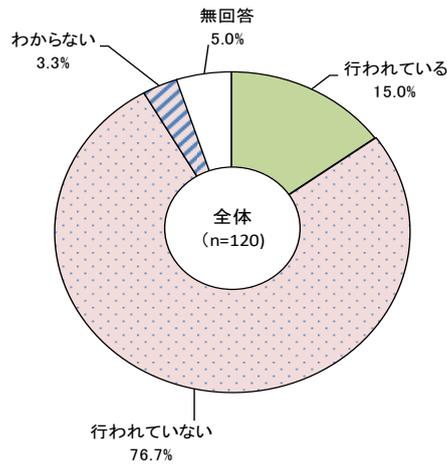
市民団体調査

★あなたの所属している団体では、活動を行う上で性別による役割分担が行われていますか。★

■全体

性別による役割分担の有無をみると、「行われていない」が76.7%、「行われている」が15.0%となっています。

性別による役割分担の有無

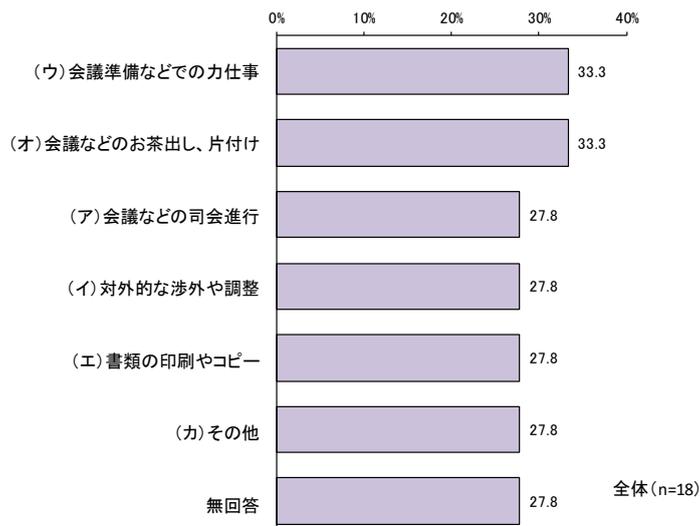


★上記設問で、「行われている」と回答された方にお尋ねします。具体的な分担について、次の(ア)～(カ)で当てはまる内容すべてに○をつけてください。★

■全体

性別による役割分担が行われているという市民団体の役割分担の内容をみると、『(ウ)会議準備などでの力仕事』、『(オ)会議などのお茶出し、片付け』がともに33.3%で最も高くなっています。

役割分担の内容



第2部 施策の実行状況